

第 8 第 8 条

(先 願)

第 8 条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に 2 以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみはその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に 2 以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めたる一の商標登録出願人のみはその商標について商標登録を受けることができる。

3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前 2 項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 特許庁長官は、第 2 項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5 第 2 項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めたる一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

1. 商標登録出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての商標登録出願に対し、[第 8 条第 4 項](#)の協議命令と、[第 8 条第 2 項](#)及び[第 5 項](#)の拒絶理由の通知とを同時に行うこととする。

ただし、事前に[第 8 条第 2 項](#)の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているときは、この限りでない。

2. 商標登録出願人から登録を受けることのできる一の商標登録出願人を定める協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は上記1. の協議命令に対し、特許庁長官の指定する期間内に協議が成立した旨の書面が提出されない場合は、特許庁長官が行う公正な方法によるくじの手続を行う。
3. 協議が成立したときは、協議により定められた一の商標登録出願人に係る商標が登録された後、他の商標登録出願について、[第8条第2項](#)に基づき、拒絶査定をするものとする。また、くじが実施されたときは、くじにより定められた一の商標登録出願人に係る商標が登録された後、他の商標登録出願について、[第8条第5項](#)に基づき拒絶査定をするものとする。
4. 協議の結果の届出については、例えば、下記様式1「[商標法第8条第4項](#)に基づく協議の結果届」（平成12年1月1日以後の出願については様式2「協議の結果届」）によるが、商標登録を受けることができる者について協議が成立した場合には、当該結果届には協議が成立したことを証する書面（下記文例参照）の添付を要するものとする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

[○商標審査便覧](#)

- [28.04](#) 使用に基づく特例の適用の主張とその要件（附則第8条第1項及び第2項関係）について
- [28.05](#) 使用特例商標登録出願の審査について
- [28.08](#) 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第4条の趣旨について
- [44.01](#) 商標法第8条第2項、第4項及び第5項の規定する同日に2以上の商標登録出願があった場合の取扱い

[○審判決要約集（第8条）](#)